

協議の場（地域医療構想調整会議）で の議論の進め方について（案）

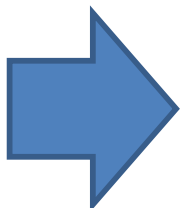
協議の場（地域医療構想調整会議）の役割

医療法（抄）

第三十条の十四 都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三十条の十六第一項において「構想区域等」という。）ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この条において「関係者」という。）との協議の場（第三十条の二十三第一項を除き、以下「協議の場」という。）を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。

2・3（略）

参考：地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により導入



協議の場（以下「調整会議」という。）の担う役割として、大きく以下の3つに分類することができるのではないか。

- ① 医療機能の役割分担
- ② 病床機能分化・連携に向けた方策の検討
- ③ 地域住民への啓発

調整会議で議論する内容について

地域医療構想策定ガイドライン(抜粋・一部改変)

議事

調整会議の議事について、病床機能報告の内容と病床の必要量を比較し、地域において優先して取り組むべき事項に関して協議するとしている他、在宅医療を含む地域包括ケアシステムの構築や、医療従事者確保及び診療科ごとの連携などを検討するとしている。

また、これらを踏まえ以下の議事の設定が想定されるとしている。

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

調整会議の進め方について

地域医療構想策定ガイドライン(抜粋・一部改変)

議論の進め方

議論の進め方の例として以下のように示している。

- i 地域の医療提供体制の現状と将来目指すべき姿の認識共有
地域医療構想で推計した将来の医療需要や病床機能報告のデータを基に関係者で認識を共有。
- ii 地域医療構想を実現する上での課題の抽出
地域の医療提供体制の現状を踏まえ、地域医療構想を実現していく上での課題について議論。
- iii 具体的な病床の機能の分化及び連携の在り方について議論
医療機能の充足状況に応じて、各病院等がどのように役割分担を行うか等について議論。
- iv 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業の議論
iiiで議論して合意した事項を実現するために必要な具体的事業について地域医療総合確保基金の活用も視野に入れ議論。

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

地域医療構想策定ガイドラインを踏まえ、調整会議の役割に応じて議論する内容及び進め方について、次のように整理することとしてどうか。

① 医療機能の役割分担

1 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

<公的医療機関等の役割の明確化>

(1) 将来の医療提供体制を構築していくための方向性を共有するため、まずは、病床規模が比較的大きい200床以上の病院であって、地域における救急医療や災害医療等を担う医療機関が、どのような役割を担うか明確にすることが必要。

その際に、次の内容を踏まえ、調整会議の場で優先的に検討を進めることとしてはどうか。

- ① 新公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革
- ② 公的医療機関等(※1)が担う医療機能
- ③ 国立病院機構が策定する計画
- ④ 地域医療支援病院及び特定機能病院が担う医療機能 など

また、必要に応じて、医療法第30条の16に規定される権限の行使も視野に入れ、各医療機関の役割の明確化を議論することとしてはどうか。

※1: 公的医療機関等: 医療法第31条に定める公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者(地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等)の開設する医療機関)及び医療法第7条の2第1項2号から8号に掲げる者(共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等)が開設する医療機関

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

① 医療機能の役割分担

1 構想区域における将来の医療提供体制を構築していくための方向性の共有

<上記以外の医療機関の役割の明確化>

- (2) 上記の検討を行い方向性を共有した上で、比較的病床規模の小さい医療機関等については、これらの医療機関との連携や、これらの医療機関が担わない医療機能(例えば、重症心身障害児に対する医療等)や、地域の多様な医療ニーズを踏まえ、それぞれの役割を明確化することとしてはどうか。

<将来に病床機能の転換を予定している医療機関>

- (3) 病床機能報告においては、6年後の病床機能も報告されていることから、将来に病床機能の転換を予定している医療機関についても、その転換の内容が地域医療構想の方向性と整合性のあるものとなっているか確認することが必要。
- (4) このほか、地域の住民が望む医療へのかかり方等を聴取し、ニーズを把握することも必要。
- (5) 上記の検討結果を踏まえて、構想区域ごとの将来の医療提供体制を構築していくための方向性を定め、関係者間で共有する。

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

① 医療機能の役割分担

2 新規に地域医療に参入してくる医療機関や、増床を行い規模の拡大を行う医療機関等への対応

- (1) 今後、高齢化が急速に進み、医療需要の増加が大きく見込まれる地域においては、増床等の整備の必要が生じる。この場合においても、共有した方向性を踏まえ、将来の医療提供体制を構築するために、医療法第7条第5項の行使も視野に入れ、今後必要となる医療機能を担うことを要請していく必要がある。
- (2) また、新規に参入してくる医療機関に対しては、病院の開設の許可を待たず、調整会議への出席を求め、方向性を踏まえ、地域に必要な医療機能等について、理解を深めてもらうよう努める必要がある。
- (3) この他、病床機能を転換する計画等が明らかとなった医療機関については、その方向性が地域医療構想と整合性のあるものとなっているか、適宜、検討する必要がある。

3 方向性を共有した上での病床機能分化・連携の推進

- (1) 共有した方向性を踏まえ、各医療機関は将来の担うべき医療機能に向けた病床機能等の転換や、既存の機能の充足を図る。
- (2) 進捗状況については、毎年の病床機能報告の結果を、構想区域の関係者間で共有し、方向性と明らかに異なる機能の転換等を行う医療機関については、医療法第30条の15の行使も視野に入れた対応の検討を行う。

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

② 病床機能分化・連携に向けた方策の検討

1 将来の医療提供体制を実現するために必要な事項の検討

共有した方向性を踏まえ、地域における病床機能の分化・連携を図るにあたり、各医療機関がどの病床機能に今後機能転換するかを明確にするとともに、次のような事項についても検討する。

(明確化すべき事項の例)

- ・ 不足又は充足すべき医療機能について、将来の医療需要の動向を見据え、整備すべきストラクチャー、マンパワー等の見込み
- ・ より質の高い医療を提供するため、地域連携パス等にかかわる関係者間の役割など

2 実現するための方策の検討

(1) 各医療機関の有する医療資源を基に、対応が必要な事項について、ストラクチャーの共同利用や、連携によるマンパワーを補う方法等を検討

(検討内容の例)

- ・ 回復期機能を担う医療機関における、PT・OT等の職種の確保
- ・ 医療機能を転換する場合の看護職員等の計画的な雇用 など

(2) 既存の医療資源だけでは対応できない事項については、財政的支援の必要性等を検討し、地域医療介護総合確保基金の都道府県計画への反映について検討

調整会議の役割を踏まえた議論する内容及び進め方の整理

③ 地域住民への啓発

1 共有した方向性を踏まえた、医療へのかかり方の周知

(1) 共有した方向性を踏まえ、住民に対し、今後の地域における医療提供体制をどのように構築していくかの理解を深めることが必要。

そのため、地域医療構想調整会議で行われている議論について、広く住民に伝え、地域における医療提供体制の課題等の共有を図るため、議事の内容等をホームページ等を通じて、情報提供することも必要ではないか。

その他、例えば、次のような内容について、積極的に地域住民に対して情報提供等を行うことも必要ではないか。

(地域住民と共有する事項の例)

- ・ かかりつけ医を持つことなどを通じた、外来受診等の在り方
- ・ 専門的な医療が必要な病気に罹患した場合の、構想区域を超えて提供される医療など

(2) また、構想区域における、急性期疾患の罹患から、治療、リハビリ、在宅復帰までの各医療機関の役割分担を示すことで、医療提供体制に関する、患者の理解を深める。

その他調整会議の運営に当たり留意すべき事項

調整会議の開催時期等

1 方向性の共有に向けて

構想区域における将来の医療提供体制の方向性を共有することが重要である。

そのため、各都道府県においては、地域医療構想の策定後、できるだけ速やかに調整会議を開催することが望ましい。

2 調整会議の定期的な開催による情報の共有等について

毎年10月には、各医療機関から病床機能報告が各都道府県に対して行われる。

病床機能報告の内容を参考にしながら、構想区域における医療提供体制の構築に向けた進捗状況を確認することが重要なことから、報告の時期等を踏まえ定期的に開催することが望ましい。

3 調整会議の臨時開催について

各構想区域における方向性と異なる病床整備等を行おうとする計画等が明らかとなった場合や、新たに地域医療に参入したいと希望する医療機関の計画等が明らかとなった場合は、その都度開催する。

その他調整会議の運営に当たり留意すべき事項

他の調整会議との連携等

1 広域的な医療の提供の検討が必要な事項

がんに関する医療等の、構想区域を超えた医療提供体制の検討が必要な事項については、連携する構想区域間で合同で調整会議を開催し、それぞれの構想区域の方向性を踏まえた連携体制の構築について検討する。

2 県全体で検討が必要な事項

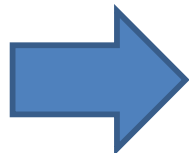
上記のほか、専門性の高い医療等については、県全体(3次医療圏)での提供体制の確保が必要となる事項もある。そのため、県全体での地域医療構想の進捗状況についても定期的に把握しつつ、評価することが必要である。

地域医療構想の実現に係る 都道府県知事の権限について

地域医療構想の実現に向けた都道府県知事の権限一覧

地域における病床機能分化・連携の推進を図るため、一定の場合、都道府県知事は次の権限を行使できる旨、医療法に規定。

条文	目的	内容
医療法第7条第5項	不足する医療機能への転換等の促進	都道府県知事は、病院の開設、病床数の増加等の許可の際に、不足している医療機能を担うという条件を付すことができる
医療法第30条の15	過剰な医療機能への転換の中止等	都道府県知事は、過剰な医療機能への転換にやむを得ない事情がないと認めるときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、転換の中止を命令(公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請)することができる。
医療法第30条の16	不足する医療機能への転換等の促進	都道府県知事は、協議の場における協議が調わない等の際には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している医療機能に係る医療を提供すること等を指示(公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請)することができる。
医療法第7条の2第3項 医療法第30条の12第1項	非稼働病床の削減	都道府県知事は、公的医療機関等が正当な理由なく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令(公的医療機関等以外の医療機関に対しては要請)することができる。



上記の命令・指示・要請に従わない場合は、対象となる医療機関の状況等を十分に加味した上で、更なる権限行使を行うことができる。

都道府県知事の権限の行使の流れ

【過剰な医療機能への転換の中止等】

- 病床機能報告において基準日と基準日後の病床機能が異なる場合であって
- 基準日後病床機能に応じた病床数が、病床の必要量(必要病床数)に既に達している

- ①都道府県知事への理由書提出
- ②調整会議での協議への参加
- ③都道府県医療審議会での理由等説明

理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**病床機能を変更しないことを命令(要請)**

要請等を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請等に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**当該措置を講ずべきことを勧告**

命令・指示・勧告に従わない

命令・指示・勧告に従わなかった旨を公表

命令・指示・勧告に従わない地域医療支援病院・特定機能病院※は承認を取消し

【不足する医療機能への転換等の促進】

地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場での協議が調わないとき等

応答の努力義務あり

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**不足する医療機能に係る医療を提供することを指示(要請)**

病院の開設等の許可申請があった場合

不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を開設等許可に付与

正当な理由がなく、条件に従わない

期限を定めて条件に従うべきことを勧告

正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じていない

都道府県医療審議会の意見を聴いて、**期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令**

【非稼働病床の削減】

病床を稼働していないとき

都道府県審議会の意見を聴いて、**当該病床の削減を命令(要請)**

正当な理由がなく、六月以上当該許可に係る業務を開始しない

当該許可を取り消すことができる